

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
3月31日  
(金曜日)

## 目次

○規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一  
 知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………四  
 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………五  
 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………五  
 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)……………五  
 山口県庁内管理規則の一部を改正する規則(管財課)……………六  
 山口県公有財産規則の一部を改正する規則(管財課)……………六  
 山口県予算規則の一部を改正する規則(財政課)……………六  
 山口県商工業振興対策審議会規則の一部を改正する規則(商政課)……………六  
 貸金業法施行細則の一部を改正する規則(経営金融課)……………六  
 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………七

○訓令

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)……………七  
 山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………八  
 山口県職員印章取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………八  
 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)……………八  
 山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………八  
 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………九  
 山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令(管財課)……………九  
 職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令(管財課)……………九  
 山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令(広報広聴課)……………一〇  
 職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令(農林水産政策課)……………一〇  
 山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課)……………一〇



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十一号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

第八条第一項中「(産業戦略部にあつては、部)」を削り、同項の表総合企画部の部政策企画課の項の次に次のように加える。

やまぐち未来の  
まち開発室

第八条第一項の表総合企画部の部デジタル推進局の項中「企画班」を「企画班 社会実装推進班」に改め、同表産業戦略部の部を削り、同表健康福祉部の部医療保険課の項中「保険指導班」を「保険指導班 県立病院班」に改め、同表商工労働部の部中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同部商政課の項中「商政課」を「産業政策課」に、「商工企画班」を「総務企画班 産業企画班」に改め、同部新産業振興課の項中「新産業振興課」を「産業脱炭素化推進室」に改め、「新事業支援班 技術革新支援班 次世代産業推進班」を削り、同部経営金融課の項の次に次のように加える。

イノベーション  
推進課 新事業支援班 技術革新支援班 次世代産業推進班

第八条第一項の表商工労働部の部労働政策課の項中「産業人材育成班」を削り、同項の次に次のように加える。

産業人材課

第八条第一項の表観光スポーツ文化部の部県史編さん室の項を削り、同表土木建築部の部都市計画課の項の次に次のように加える。

山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

第八条第三項中「商政課」を「産業政策課」に改める。

第九条第一項の表総合企画部の部政策企画課の項の次に次のように加える。

室発開ちまの来未ちぐまや
農業試験場等跡地の開発に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

第九条第一項の表商工労働部の部中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同部商政課の項中「商政課」を「産業政策課」に改め、同項第一号中「商工業」を「産業（農林水産業を除く。）」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同部新産業振興課の項を次のように改める。

室進推化素炭脱業産
産業分野における脱炭素化に関する施策の企画、総合調整及び推進に関すること。

第九条第一項の表商工労働部の部経営金融課の項中第十二号を第十四号とし、第二号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 商業の振興に関すること。
  - 三 小売商業及び中小企業分野の調整に関すること。
- 第九条第一項の表商工労働部の部経営金融課の項の次に次のように加える。

課進推シヨシベノイ
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 新産業及び新事業の振興に関すること。</li> <li>二 貿易の振興に関すること。</li> <li>三 産業技術及び科学技術の振興に関すること。</li> <li>四 工業の振興に関すること。</li> <li>五 国際総合センターに関すること。</li> <li>六 地方独立行政法人山口県産業技術センターに関すること。</li> </ul>

第九条第一項の表商工労働部の部労働政策課の項中第十二号及び第十三号を削り、同項第十四号中「職業能力開発校及び」を削り、同号を同項第十二号とし、同項の次に次のように加える。

課材人業産
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 産業人材の育成及び確保に関すること。</li> <li>二 職業能力開発に関すること。</li> <li>三 職業に必要な技能についての啓発等に関すること。</li> <li>四 職業能力開発校に関すること。</li> </ul>

第九条第一項の表観光スポーツ文化部の部県史編さん室の項を削り、同表農林水産部の部漁港漁場整備課の項第九号中「漁業協同利用施設」を「漁業共同利用施設」に改め、同表土木建築部の部都市計画課の項中第二号を削り、同項第三号中「都市公園」の下に「（山口きらら博記念公園を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

室進推化点抛流交園公念記博ららき口山
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 山口きらら博記念公園の交流拠点化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>二 きらら浜の活用に関する企画、調整及び推進に関すること。</li> </ul>

第十条中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

第十二条第二項中「環境生活部環境政策課所属のせと並びに」を削る。  
 第三章第一節第六款の款名中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。  
 第八十五条の表中「山口市」を「防府市」に改める。  
 第八十六条中「企画情報室及び経営高度化研究室並びに」を「及び」に改め、同  
 条の表農業技術部の項及び農業担い手支援部の項を次のように改める。

企画戦略部	
農業技術部	農業技術研究室 環境技術研究室 林業技術研究室 経営高度化研究室
農業担い手支援部	教務課 学生支援課 社会人研修室

第八十六条の表林業技術部の項を削る。  
 第八十七条中「農業技術部」を「農業技術部」に改める。

第八十八条中「及び室」を削り、同条の表中 課・室・部 を 課・部 に

改め、企画情報室の項から農業担い手支援部の項までを次のように改める。

企画戦略部	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 研究業務に関する企画及び調整に関すること。</li> <li>二 研究成果の評価、公表及び普及に関すること。</li> <li>三 情報発信並びに連携及び交流の促進に関すること。</li> <li>四 知的財産の管理に関すること。</li> <li>五 産学公連携プラットフォームの運営に関すること。</li> <li>六 農業経営の改善及びその普及指導活動に関すること。</li> <li>七 農業普及指導員の研修に関すること。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 農作物の栽培の研究に関すること。</li> <li>二 農作物の品種及び育種に関すること。</li> <li>三 稲、麦、大豆等の原原種及び原種の生産及び配付に関すること。</li> <li>四 農作物の栄養生理、土壌、肥料及び地力の研究に関すること。</li> <li>五 土壌等の依頼分析に関すること。</li> <li>六 農作物並びに森林及び樹木の病害虫の研究に関すること。</li> <li>七 病害虫の発生予察及び防除の研究に関すること。</li> </ol>

農業技術部

- 八 病害虫防除所との連携及び調整に関すること。
- 九 林木育種に関すること。
- 十 造林技術の研究に関すること。
- 十一 森林保全の研究に関すること。
- 十二 林業の生産技術の研究に関すること。
- 十三 木材の利用技術及び特用林産の研究に関すること。
- 十四 農業及び林業の経営の研究に関すること。
- 十五 鳥獣被害の防止の研究に関すること。
- 十六 農林産物を活用した食品加工技術の研究に関すること。
- 十七 オープンラボ等を活用した食品加工支援に関すること。

農業担い手支援部

- 一 農業の担い手育成のための研修及び就業支援に関すること。
- 二 林業の担い手育成のための研修及び就業支援に関すること。
- 三 農業大学校との連携及び調整に関すること。

第八十八条の表林業技術部の項を削る。

第九十一条中「園芸課 畜産課」を「学生支援課」に改める。

第九十二条の表園芸課の項及び畜産課の項を次のように改める。

学生支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 土地利用型農業の経営に関する教育に関すること。</li> <li>二 野菜経営に関する教育に関すること。</li> <li>三 花き経営に関する教育に関すること。</li> <li>四 果樹経営に関する教育に関すること。</li> <li>五 酪農経営に関する教育に関すること。</li> <li>六 肉用牛経営に関する教育に関すること。</li> </ol>
-------	---

第二百一条の表中「山口市」を「防府市」に改める。

第二百九条の三を次のように改める。

(分課)

第二百六十九条の三 錦川総合開発事務所に次の課を置く。

- 総務課
- 建設課

第二百六十九条の四の表建設課の項第一号中「及び企画」を削り、同項第二号中「設計及び」を削り、同項第三号中「調査、設計及び」を削り、同項第四号中「完成部分」

の下に「並びに貯水池」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

- 四 洪水調節に関する事。
  - 五 貯留水の利用に関する事。
- 第二百九十七条第二項の表水産研究センター所属のかいせいの項中「かいせい」の下に「及びすおう」を加える。

第三百一条第一号の表中「商政課」を「経営金融課」に、「新産業振興課」を「イノベーション推進課」に、「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同条第二号ロ(1)の表中「商政課」を「産業政策課」に、「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同号ロ(2)

の表中

山口県情報公開審査会	情報公開に関する重要事項についての調査及び審議並びに情報公開に関する事項についての調査及び審議並びに個人情報保護に関する事項についての調査及び審議並びに個人情報保護に関する事項についての調査及び審議に関する事務	学事文書課
------------	---	-------

山口県公文書管理委員会	公文書等の管理に関する重要事項についての調査及び審議並びに公文書等の管理に関する事項についての調査及び審議に関する事務	学事文書課
山口県情報公開・個人情報保護審査会	山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十一条第一項、個人情報保護法(平成十五年法律第五十七号)第五十三条第三項において準用する同法(令和五年山口県条例第二十条)第四十五条第一項の規定による諮問に応じ審査請求に関する事項又は個人情報保護に関する事項についての調査及び審議に関する事務	学事文書課

山口県子育て文化審査会	一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項各号に掲げる事務 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられ	子ども政策課
-------------	---	--------

健康福祉部

を

に、

を

た事項の調査審議に関する事務

山口県障害者差別解消調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例(令和四年山口県条例第三十一号)第十三条第一項の規定によるあつせんに関する事務	障害者支援課
山口県子育て文化審査会	一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項各号に掲げる事務 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	子ども政策課

健康福祉部

に、「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

「産業労働部」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十二号

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務の代理に関する規則(昭和五十一年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

「産業戦略部」を削り、「商工労働部」を「産業労働部、観光スポーツ文化部」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十三号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第三十一条第一項第七号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第六条の二第二項の規定によるイからニまでの届出をした特定事業者の地位

を承継した者からのその旨の届出を受けること。

第二章第一節第二款第五目の目名中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

第三十八条第一号リ中「第十二条」を「第十四条」に改め、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 規則第十一条の規定に基づき、機器の使用を許可すること。

第三十九条中「山口県農林総合技術センター農業技術部花き振興センター所長」を

「山口県農林総合技術センター農林業技術部花き振興センター所長」に改める。

第五十三条の二中「及びかいせい船長」を「、かいせい船長及びすおう船長」に改め

る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次の

ように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

別表第一の備考1中「、せと」を削り、「及びかいせい」を「、かいせい及びすおう」に改める。

別表第二の一の表出先機関の項中「山口県農林総合技術センター農業技術部」を「山口県農林総合技術センター農林業技術部」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十五号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の10の項を次のように改める。

10	産 業
----	-----

別表第一の23の項中「商工労働部商政課」を「産業労働部産業政策課」に改め、同表25の項中「機械加工科」を「機械メンテナンス科」に改める。

別表第二中「商工労働部商政課」を「産業労働部産業政策課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の

貸与期間に通算する。

山口県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

**山口県規則第三十六号**

山口県庁内管理規則の一部を改正する規則

山口県庁内管理規則（昭和二十九年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の用に供する庁内の項中「産業戦略部が所管する室にあつては部次長」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

**山口県規則第三十七号**

山口県公有財産規則の一部を改正する規則

山口県公有財産規則（昭和三十九年山口県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「産業戦略部次長及び」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

**山口県規則第三十八号**

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則（昭和三十九年山口県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県商工業振興対策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

**山口県規則第三十九号**

山口県商工業振興対策審議会規則の一部を改正する規則

山口県商工業振興対策審議会規則（昭和五十四年山口県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「商工労働部商政課」を「産業労働部産業政策課」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

**山口県規則第四十号**

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和五十八年山口県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「山口県商工労働部経営金融課」を「山口県産業労働部経営金融課」に改める。

附則

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、産業戦略部」を削る。

第四十一条の二中「に県税」の下に「（その延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）、分担金、負担金（児童措置費及び児童福祉施設費に係るものに限る。以下この条において同じ。）、不動産売却代金、過料並びに分担金、負担金及び過料に係る延滞金並びに不動産売却代金に係る遅延損害金（以下「県税等」という。）」を加え、同条第三号中「県税」を「県税等」に改める。

第六十条第一項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とする。

第二百二十四条第一項第二号ハ中「第二百十三条第一項各号の一」を「第二百二十四条第一項各号のいずれか」に改める。

第二百四十七条第二項中「県税」を「県税等」に改める。

別表第三山口県立徳山高等学校の出納員の項及び山口県立下関工科高等学校の出納員の項を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



山口県訓令第一号

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程（昭和二十九年山口県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第三十号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業の承認を受けた場合

第十三条第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。  
別記第四号様式の(表)中

修 (日・時・分)	休								
--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

を

修 (日・時・分)	休								
高 (日・時・分)	休								

に改め、同様式の

裏中 (日・時・分)	休								
---------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

を

修 (日・時・分)	休								
高 (日・時・分)	休								

に改め

る。

附 則  
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

第八条第一項中「産業戦略部、」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

附 則  
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

第九条第一項中「産業戦略部、」を削り、「（防災危機管理課）の下に「政策企画課」を、「県民生活課、」の下に「産業政策課、」を加え、「文化振興課」を「都市計画課」に改め、「岩国基地対策室」の下に「を含む。」、政策企画課（やまぐち未来のまち開発室）を、「人権対策室」の下に「を含む。」、産業政策課（産業脱炭素化推進室）を加え、「県史編さん室」を「山口きらら博記念公園交流拠点化推進室」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程（昭和二十八年山口県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「ものとし、産業戦略部にあつては、部次長とする」を削る。

第五条第一項中「ものとし、産業戦略部にあつては、部とする」を削る。

第六条の三中「。以下「情報公開条例」という。）又は山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号。以下「個人情報保護条例」という。）を（）又は個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に改める。

第四十二条の二第一項第四号中「情報公開条例第五条」を「山口県情報公開条例第五条」に、「情報公開条例第七条第一項」を「同条例第十一条各項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 個人情報保護に関する法律第七十六条第一項の規定による開示の請求、同法第九十条第一項の規定による訂正の請求又は同法第九十八条第一項の規定による利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求があつたもの 同法第八十二条各項、第九十三条各項又は第百一条各項の決定の日の翌日から起算して一年間  
別表第三発信者名の欄中「（産業戦略部にあつては、部長名）」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第六号

庁中一般  
各出先機関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「ものとし、産業戦略部にあつては、部次長とする」を削る。

別表第一部長印の項中「二〇」を「九」に改め、「産業戦略部次長」

一個

を削り、「商政課長」を「産業政策課長」に改め、同表課長印の項中「六四」を「六五」に、「六一課長」を「六二課長」に改め、同表室長印の項中「五」を「七」に、

「人権対策室長」を「やまぐち未来のまち開発室長」に改め、同表室長印の項中「五」を「七」に、

「人権対策室長」を「産業脱炭素化推進室長」に改める。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

附則

山口県訓令第七号

庁中一般

山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県本庁内防火・防災管理規程（昭和五十年山口県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第八号

庁中一般  
各出先機関

職員職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務発明等に関する規程（平成元年山口県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「産業戦略部、」を削り、同条第四号中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

第九条第一項中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に、「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「相当の対価の支払」を「相当の金銭その他の経済上の利益」に、「対価の支払を受ける権利を有する者」を「相当の利益を受ける権利を有する者」に改め、同条第三項中「対価の支払を受ける権利を有する者」を「相当の利益を受ける権利を有する者」に改める。

第十条第一項、第四項及び第六項並びに第十一条第二項中「対価の支払を受ける権利を有する者」を「相当の利益を受ける権利を有する者」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第9号

庁中一般  
各出先機関

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令

山口県広報事務取扱規程（昭和四十年山口県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「産業戦略部にあつては部次長が指定する職員、その他の部にあつては」を削り、「商工労働部商政課」を「産業労働部産業政策課」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第10号

庁中一般  
各出先機関

山口県労働委員会事務局

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務品種育成に関する規程（平成二年山口県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「産業戦略部、」を削り、同条第四号中「（産業戦略部にあつては、部次長）」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県訓令第11号

庁中一般  
各出先機関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「商工労働部長」を「産業労働部長」に改める。

別表第二商工労働部の項中「商工労働部」を「産業労働部」に、「商政課長」を「産業政策課長」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。